

青監査第6号  
平成19年4月24日

請求人代表者

大内五介 殿

青森県監査委員 林 忠 男  
同 鶴賀茂世



住民監査請求に係る監査結果について（通知）

平成19年3月1日付けで受理した住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定により、監査した結果を別紙のとおり通知する。

## 住民監査請求に係る監査結果

### 第1 請求の受付

#### 1 請求書の提出

平成19年2月23日

#### 2 請求人

大内五介

松原邦明

#### 3 請求の内容（内容は原文のまま。ただし、番号に（ ）を付し、事実証明書は省略した。）

(1) 2005年度（平成17年度）に青森県議会自由民主党会派に交付された政務調査費の内、以下の支出額は違法または不当な支出にかかるものである可能性がある。

従って、これらの支出について監査を行い、確認された違法または不当な支出額につき、青森県知事が前記会派に対して返還請求を行うことを勧告するよう請求する。

#### (2) 「人件費」支出について

2005年度（平成17年度）に青森県議会自由民主党会派に交付された政務調査費は合計1億571万円であり、政務調査にかかる支出総額は1億776万2195円と報告されている（事実証明書1。自由民主党の政務調査費に関する「平成17年度收支報告書」）。

ところで、「平成17年度收支報告書」によれば、政務調査に関する支出のうち、1414万9440円が、「人件費」に支出されており、その内訳は「事務補助員の雇用」にかかる「賃金」とされている。

しかしながら、青森県議会の自由民主党会派控室に勤務している職員3名のうち、2名は県が採用した臨時職員であり、同会派として独自に雇用していると考えられる職員は1名である。

そうとするならば、会派が「事務補助員」として雇用している1名の職員に対して、年間1400万円を超える金員が人件費・賃金として支出されていることとなる。

しかし、これは社会通念に照らして非常に不自然・不合理であり（青森県民の1人当たり県民所得は年間220万円程度である）、前記1414万9440円の相当部分が、「青森県政務調査費の交付に関する規程」第4条別表に掲げる「会派が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費」という使途基準に合致しない支出である可能性がある。

#### (3) 「ITER誘致総決起大会」参加費

前出の自由民主党会派の政務調査費に関する「平成17年度收支報告書」によれば、「会議費」として支出された中に、「ITER誘致へ総決起大会」（実施年月日：平成17年6月13日～14日、実施場所：東京都、参加人数：7名）への参加旅費として59万5980円が計上されている（同報告書別紙「事業実施報告書No.2」）。

「青森県政務調査費の交付に関する条例」第1条では、県議会各会派に交付される政務調査費は「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」であることが明記されており、「青森県政務調査費の交付に関する規程」第4条別表に掲げる「会議費」も、かかる調査研究に関する会議に要する費用に支出されるべきものである。

しかし、「ITER 誘致総決起大会」という会合は、社会通念上、調査研究のための会議とは言えず、調査研究という段階を既に通り越した特定の政策の推進のための会合と考えざるを得ない。

そうとすれば、そのような会合への参加は、会派としての政策推進のための議員活動ないし政党の活動の一部というべきであって政務調査費の使途基準からは外れるものと言わねばならない。

#### (4) 中国・大連への海外視察旅行

前出の自由民主党会派の政務調査費に関する「平成17年度収支報告書」別紙「事業実施報告書No.1」によれば、「調査研究費」旅費としての支出の中に、「アジア友好の視察」として中国・大連市への視察旅行（実施年月日・平成17年5月20日～24日、参加人数・2名）に要した費用38万円が計上されている。この視察旅行に参加した議員は、県農林水産部職員の復命書別紙「県産木材の輸出に向けた県産材モデルハウスの可能性調査報告書」（情報公開条例に基づく開示文書。事実証明書2）から、自由民主党会派に属する成田一憲議員及び上野正蔵議員と考えられる。

ところが、前記両議員の前記中国・大連市への旅行については、「会議費」の外国旅費から費用が支出されている（情報公開条例に基づく開示文書。事実証明3）。

すなわち、成田一憲議員に対しては、2005年（平成17年）5月19日から5月24日までの間の、自宅（中里）から大連までの往復旅費・宿泊費・日当等として合計26万6820円が支給されている。また、上野正蔵議員に対しては、前記同期の、自宅（階上）から大連までの往復旅費・宿泊費・日当等として合計27万2260円が支給されているのである。

そうであるならば、自由民主党会派に交付された政務調査費から、さらに調査研究旅費として2名分38万円が前記両議員のために支出されたとすれば、この支出額については旅費等の「二重取り」ではないかという疑問を抱かざるを得ない。

#### (5) 監査請求人らは、弘前市民オンブズパーソンの代表幹事である。

同オンブズパーソンは、青森県議会における政務調査費のあり方を検証するため、情報公開条例に基づき2005年度（平成17年度）の政務調査費に関する県議会各会派の「収支報告書」の開示を請求し、これらの開示を受けた。

しかし、開示された「収支報告書」はA4版1枚のものであり、「青森県政務調査費の交付に関する規程」第4条別表に掲げる使途項目の合計額のほかは、極めて抽象的な内訳しか記載されず、領収証等の添付は義務づけられていない。調査研究費、研修費及び会議費にかかる事業については、「事業1件につき、議員1人当たり経費が5万円以上のもの」に関して実施年月日・実施場所・参加議員数・金額を記載する「事業実施報告書」が別紙として添付されているが、これについ

ても、領収証等の帳票の添付は義務づけられていない。

前記オンブズパーソンは、この点、県議会各会派に対して政務調査費の使い方に関するアンケートを行うとともに政務調査費に関する帳簿・領収書等の閲覧を申し入れたが、アンケートについては7会派中3会派からしか回答がなく、帳簿等の閲覧申込みを承諾した会派は1会派にすぎなかった。

全国各地で地方議員の政務調査費の支出のあり方について不適正な事例が問題となっている昨今、監査請求人らとしては、根本的には、県議の政務調査費に関してその透明性を確保するためには収支報告書への領収書等の添付を義務づけるべきであると考える。その一方で、今回開示された収支報告書を検討してみても、前記（2）ないし（4）の支出についてはその適法性・妥当性に疑問がある。

監査委員におかれでは、厳正な監査を実施し、不正な支出については県知事が前記会派に対して返還を請求するよう勧告されることを求めるものである。

## 第2 監査委員の除斥

本件請求は政務調査費に関するものであるため、議員である小比類巻雅明監査委員及び阿部広悦監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条の2の規定に基づき除斥した。

## 第3 請求の受理

本件請求は法第242条に規定する請求の要件を備えているものと認め、平成19年3月1日に受理した。

## 第4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成19年3月14日、請求人らに対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。また、陳述の場には、同条第7項の規定により県議会事務局（以下「議会事務局」という。）職員の立会いを認めた。

### 1 証拠の提出

証拠として次の資料が提出された。

- (1) 第147回衆議院地方行政委員会議録第11号の一部
- (2) 地方財務2000年10月号記事「政務調査費の制度化とその実態」
- (3) 青森県議会事務局調査課による「政務調査費の交付に関する条例案に係る想定問答」（平成12年11月16日）
- (4) 青森県議会における「政務調査費」の交付条例検討会配布資料の一部（平成12年12月13日）
- (5) 全国市議会議長会事務総長による各市議会事務局長宛「政務調査費について」（平成12年12月19日付）
- (6) 青森県政務調査費の交付に関する条例
- (7) 青森県政務調査費の交付に関する規程
- (8) 仙台高等裁判所第2民事部「平成16年（行コ）第6号違法確認等請求控訴事件」判決文（平成16年7月29日判決言渡）写し

(9) 青森県議会各会派での政務調査費会計処理の不正確さを報じた朝日新聞(2006年6月16日付)記事

(10) 大阪市会「政務調査費の手引き」(平成18年8月)

(11) 静岡市議会 HOT NEWS (静岡市議会ホームページの写し)

(12) 東奥日報「明鏡」(2007年3月10日) 投稿記事写し

(13) 東奥日報「県議会を問う④」(2007年3月13日) 記事写し

## 2 陳述の要旨(「請求書」で触れられていない部分の抜粋)

### (1) 住民監査請求をするに至った理由について

昨年6月16日付の朝日新聞では、2005年度の政務調査費について、7会派のうち5会派の経理責任者が、旅費に関するほとんどの領収書を保管していないと報道されました。しかし、会計帳簿と証拠書類については5年間保管することは義務づけられています。

領収書の保管すらきちんと行われていない会派が多数を占めるもとで、2億円近いこの公金は果たして適正に支出されているのか。このたび、ある程度分かりやすいと思われる事案に絞り、監査請求に踏み込んだものであります。

### (2) 人件費について

「青森県政務調査費の交付に関する規程」別表の使途基準によれば、政務調査費として支出しうる「人件費」とは、「会派が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費」とされています。

従って、例えば、政党活動・議員活動全般の補助を担当する会派職員の人件費に全面的に充当することは政務調査費の趣旨から外れることとなります。この場合、これらの職員は調査研究以外の広範な活動(議会活動、選挙活動、後援会活動など)にも従事するからです。従って、会派が雇用する職員の職務に関して、政務調査活動以外の活動にも従事しているのであれば、政務調査活動に要した時間とそれ以外の活動に要した時間の割合など、合理的な方法により按分して、人件費を充当すべきです。

### (3) 中国・大連市への海外視察旅行について

本年2月24日の東奥日報の報道によれば、自民党会派議員などによれば政務調査費を使った2人と議会費支給を受けた2人は同一人物ではないとのことです。

「同一人物ではない」とすれば、成田・上野両議員以外にも大連への調査旅行に加わった議員がいたのか、一体誰の分として政務調査費から旅費が支出されたのか、依然として私たちの疑問は拭えません。

### (4) 監査を進める際に留意していただきたいことについて

県議会の政務調査費は、条例の第2条によって、会派に対して支給されるものと定められていることから、その資金の扱い方には自ずから制約が生ずることです。すなわち、政務調査費が個々の議員個人に対してではなく、会派に対して支給されるものと定められているのは、政策集団としての側面を持つ会派が、県政に関して調査研究をするために資する費用の一部に充てるための資金を交付するという趣旨であります。

従って、調査のための旅行にせよ、研究会への参加にせよ、会派としてこれを

行う必要があるため、会派の命を受けて、会派の一員である議員がこれを行う際に必要だった費用を、会派から支給する、というのが原則であるはずです。ですから、会派が受け取った政務調査費を、目的を特定せずに、各議員に一律に分配するなどという扱いは、条例の趣旨に反することになります。また、会派の判断とは関係なく、各議員個人が任意に行った活動のための費用について、各議員に分配された政務調査費を充当するというやり方も、条例の趣旨にそぐわないものとなるでしょう。

この点については、県議会事務局が作成した「政務調査費の交付に関する条例案に係る想定問答」や、全国都道府県議会議長会に配布された資料の「資料4」、全国市議会議長会事務総長から各市議会事務局長宛の「政務調査費について」との事務連絡にも同様の解釈が記載されております。

## 第5 監査の実施

### 1 監査対象事項

平成17年度に青森県議会自由民主党会派（以下「自由民主党会派」という。）に交付された政務調査費のうち、次の支出及びこれらの支出に関連する事項を監査の対象とした。

- (1) 人件費 14,149,440円
- (2) 会議費のうち「ITER誘致へ総決起大会」に係る経費 595,980円
- (3) 調査研究費のうち「[海外調査]アジア友好の視察」に係る経費 380,000円

### 2 監査対象機関等

政務調査費の交付に関する事務を担当している議会事務局を監査対象機関とした。

また、法第199条第8項の規定により、会派の代表者から政務調査費に係る収支報告書の提出を受け、同収支報告書の写しを知事に送付している青森県議会議長（以下「議長」という。）及び知事から政務調査費の交付を受けた自由民主党会派を関係人として調査を実施した。

### 3 監査の実施方法

#### (1) 議会事務局の監査

平成19年3月12日に議会事務局に赴き、関係書類の確認及び写しの提出を受けた。また、文書による質問を2回にわたってを行い、同月16日と同月28日に回答書を受け取った。

#### (2) 関係人の調査

##### ア 議長に対する調査

平成19年3月12日に議会事務局に赴き、関係書類の確認及び写しの提出を受けた。また、文書による質問を2回にわたってを行い、同月16日と同月28日に回答書を受け取った。

##### イ 自由民主党会派に対する調査

文書による質問を2回にわたってを行い、平成19年3月14日と県議会議員選挙後の4月13日に回答書を受け取った。

また、4月13日に自由民主党会派に赴き、同会派の協力を得て、会派代表者、

政務調査費経理責任者及び会派関係者立会いの下、関係書類の閲覧及び聴き取りを行った。

## 第6 監査の結果

### 1 確認した事実

#### (1) 政務調査費の根拠法令等

##### ア 根拠法律

法第100条第13項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定している。

また、同条第14項において、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

##### イ 根拠条例等

法第100条第13項及び同条第14項の規定を受けて、本県では以下の条例と規程を制定している。

(ア) 「青森県政務調査費の交付に関する条例」(平成13年3月青森県条例第45号。以下「条例」という。)

条例の主な内容は、以下のとおりである。

a この条例は、(中略)青森県議会の議員(以下「議員」という。)の調査研究に資するため必要な経費の一部として、青森県議会における会派(以下「会派」という。)に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。(第1条)

b 政務調査費は、会派(所属議員が1人の場合を含む。)に対し交付する。  
(第2条)

c 政務調査費は、月額31万円に会派の所属議員の数を乗じて得た額を交付する。(第3条第1項)

d 議員が会派を結成し、会派に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務調査費経理責任者を定め、その代表者は、(中略)会派結成届を青森県議会の議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。(第4条第1項)

e 知事は、(中略)会派結成等通知書の提出があったときは、速やかに、当該会派結成等通知書に係る会派について、政務調査費の交付の決定を行い、その代表者に通知するものとする。(第6条)

f 会派の代表者は、(中略)毎月、当該月の開始の日から10日以内に、当該月分の政務調査費請求書を知事に提出しなければならない。(第7条第1項)

g 知事は、(中略)当該政務調査費請求書を受理した日から15日以内に政

務調査費を交付するものとする。(第7条第2項)

- h 会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従い、使用しなければならない。(第8条)
  - i 会派の代表者は、毎年度、当該年度の終了の日の翌日から起算して30日以内に、次に掲げる事項を記載した政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「收支報告書」という。)を議長に提出しなければならない。
    - (a) 会派の名称及び代表者の氏名
    - (b) 政務調査費に係る収入額の内訳及び合計額
    - (c) 政務調査費に係る支出額の内訳及び合計額
    - (d) 政務調査費に係る収入額合計と支出額合計との差引額
    - (e) その他必要な事項
  - (第9条第1項)
  - j 議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、前条の規定により收支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。(第10条)
  - k 知事は、会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において行った政務調査費による支出(第8条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。(第11条)
  - l 第9条の規定により提出された收支報告書は、議長において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。(第12条)
  - m この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付等に関し必要な事項は、議長が定める。(第13条)
  - n この条例は、平成13年4月1日から施行する。(附則)
- (イ) 「青森県政務調査費の交付に関する規程」(平成13年3月青森県議会告示第1号。以下「規程」という。)  
規程の主な内容は、以下のとおりである。
- a 条例第8条の使途基準は、別表のとおりとする。(第4条)
  - b 議長は、条例第9条の規定により提出された收支報告書の写しを、(中略)知事に送付するものとする。(第5条第2項)
  - c 会派の政務調査費経理責任者は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明らかにするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の收支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。(第6条)
  - d この規程は、平成13年4月1日から施行する。(附則)

別表（第4条関係）

項目	項目の内容	経費の種類
調査研究費	会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費	旅費、委託料等
研修費	会派が行う研修会、講演会等の実施に要する経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への会派の所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費	旅費、会費、謝金、賃借料等
会議費	会派における各種会議の開催に要する経費	旅費、印刷製本費、賃借料等
資料作成費	会派が行う議会審議のために必要な資料の作成に要する経費	印刷製本費、原稿料等
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入及び購読に要する経費	購入費、購読料等
広報費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費	旅費、印刷製本費、通信費等
事務費	会派が行う調査研究に係る事務の遂行に要する経費	事務用品費、通信費、備品購入費等
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費	給料、手当、賃金等

#### ウ 「政務調査費に係る収支報告書の記載について」の制定

条例第9条の規定に基づき、会派の代表者は毎年度政務調査費に係る収支報告書を議長に提出することとされているが、議会は政務調査費の使途に係る透明性の向上を図るために、議会運営委員会小委員会における検討を経て、平成17年3月17日に「政務調査費に係る収支報告書の記載について」を制定した。その主な内容は、以下のとおりである。

(ア) 政務調査費に係る使途基準の項目のうち、「調査研究費」、「研修費」及び「会議費」の各項目に係る事業1件につき、議員1人当たりの経費が5万円以上のものがある場合は、(中略)「事業実施報告書」(中略)に各事業について記載し、収支報告書に添付して議長に提出するものとする。

(イ) 「事業実施報告書」への記載事項は、事業ごとに、

- a 事業名
- b 内容(実施年月日、実施場所、参加議員数)
- c 金額
- d その他(任意記載)

とする。

(ウ) この取扱いは、平成17年4月1日以降の事業から実施する。

## (2) 政務調査費に係る事務執行体制

ア 議長は、条例及び規程により、会派の代表者から政務調査費に係る収支報告書の提出を受け、当該収支報告書の写しを知事に送付するなどの事務を行うこととされており、これらの事務は、議長の命を受けた議会事務局が担当している。

イ 条例により知事が行うこととされている政務調査費の交付などに係る事務は、「青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則」(昭和39年4月青森県規則第27号)により、議会事務局長に委任されている。

## (3) 自由民主党会派に対する平成17年度政務調査費の執行状況

### ア 交付状況

知事から自由民主党会派に交付された平成17年度の政務調査費は105,710,000円であり、条例の規定に基づき毎月概算払により交付されていた。

### イ 収支報告書の確認状況

(ア) 平成18年4月28日付けで自由民主党会派代表者から議長あてに平成17年度政務調査費に係る収支報告書が提出され、議会事務局では5月11日に収支報告書の写しを知事に送付するための起案をし、同月16日に議長の決裁を得て同日付けで知事に送付していた。

なお、書類上は収支報告書の確認をしたことは記されてはいなかったが、議会事務局からは内容を確認している旨の説明があった。

(イ) 議長から知事に提出された収支報告書の写しは、議会事務局が收受し、5月16日に精算のための起案をし、同月17日に議会事務局長の決裁を得て概算払額をもって交付額とすることが確定された。

なお、書類上は収支報告書の確認をしたことは記されてはいなかったが、議会事務局からは内容を確認している旨の説明があった。

## (4) 議長に確認した主な内容

ア 会派代表者から提出される収支報告書を受け取る担当について  
担当は、県議会事務局調査課である。

### イ 収支報告書の確認状況について

提出された収支報告書の金額や支出項目の内容及び事業実施報告書の記載事項について、外形上のチェックをするとともに、必要に応じて聞き取り調査や関係書類等の確認を行っている。

### ウ 収支報告書に記載される支出額について

政務調査費は、その全額が議員としての公的職務活動に必要な費用を賄うために使用されるものであり、剩余が生じた場合は返還が義務付けられていることから、政務調査費の性格上、原則として支出額は実費である。

なお、旅費における日当等、実費によることが困難であり、合理的な理由がある場合は、実費によらないこともできるとしている。

### エ 実費によらなくてもよい場合の日当等の額について

県の旅費に関する規程に準じているものと考えている。

オ 会派の政務調査費経理責任者が保管している証拠書類等を条例第10条の規定に基づき調査したことがあるかについて

必要性が生じなかつたため、調査したことはない。

カ 会派の政務調査費経理責任者に保管が義務づけられている証拠書類等の保管状況の把握について

会派の保管状況については、特に調査をしたことはないが、適切に処理されているものと考えている。

(5) 議会事務局長に確認した主な内容

ア 議長から知事に送付された収支報告書の写しを受け取る担当について  
担当は、県議会事務局調査課である。

イ 収支報告書の確認状況について

提出された収支報告書の金額や支出項目の内容及び事業実施報告書の記載事項について、外形上のチェックをするとともに、必要に応じて聞き取り調査や関係書類等の確認を行っている。

ウ 収支報告書に記載される支出額について

政務調査費は、その全額が議員としての公的職務活動に必要な費用を賄うために使用されるものであり、剩余が生じた場合は返還が義務付けられていることから、政務調査費の性格上、原則として支出額は実費である。

なお、旅費における日当等、実費によることが困難であり、合理的理由がある場合は、実費によらないこともできるとしている。

エ 実費によらなくてもよい場合の日当等の額について

県の旅費に関する規程に準じているものと考えている。

オ 会派の政務調査費経理責任者が保管している証拠書類等を調査する権限について

都道府県が支出する経費については、予算の適正な執行の観点から、一般的には知事の調査権、検査の権限が及ぶと考えられる。

調査の担当部署は、予算の執行について知事より委任を受けている県議会事務局である。

カ 会派の政務調査費経理責任者が保管している証拠書類等を調査したことがあるかについて

必要性が生じなかつたため、調査したことはない。

キ 「人件費」について請求人が主張していることに対する見解

「収支報告書における「事務補助員の雇用」として支給されている 14,149,440 円は、会派控室にいる 1 名を含む複数人に対して支給しているものであり、請求人の主張は誤認によるものである。」との回答であった。

その根拠については、「担当者からの聞き取りによる。」ということであった。

ク 「ITER誘致総決起大会」について請求人が主張していることに対する見解

「当該会合では、講演や意見交換が行われたものであり、県政の重要な施策の一つである ITER 誘致のための調査・情報収集等の目的により参加したものであることから、政務調査費の使途としては妥当である。」との回答であった。

その根拠については、「担当者からの聞き取りによる。」ということであった。  
ケ 「中国・大連への海外視察旅行」について請求人が主張していることに対しての見解

「政務調査費により支出された旅費は、「議会費」により派遣された成田議員及び上野議員に支払われたものではないことは、収支報告書が提出された際、確認済みであり、請求人の主張は誤認によるものである。」との回答であった。

なお、確認方法については、「担当者から、参加者名を聞き取りしたものである。」ということであった。

#### (6) 自由民主党会派に確認した主な内容

##### ア 政務調査費として行う事業等についての会派の意思決定について

意思決定については、「そのつど事業内容等を考慮して、議員総会等に諮り会派の会長が意思決定している」という回答であった。

ただし、議員総会等に諮り決定したことを示す書類は作成しておらず、本件請求で問題となっている「人件費」、「ITER誘致総決起大会」及び「中国・大連への海外視察旅行」についても確認書類はなく、会派として意思決定した年月日についても不明であった。

##### イ 会派が受けた政務調査費の所属議員への配布について

県から会派に交付された政務調査費は、「会派が直接執行しているものと所属議員が最終支払者となっているものがある」という回答であった。

さらに、所属議員に配布する場合は、あらかじめ使途を特定した上で配布しているということ、配布した議員からは「月分旅費報告書」及び「月分支出報告書」の提出を求めているが、その他の証拠書類については提出を求めていないという回答であった。

なお、「月分旅費報告書」及び「月分支出報告書」は、自由民主党会派が独自に所属議員に提出を求めているものである。

##### ウ 会派が保管している証拠書類等の状況について

自由民主党会派に保管されている主な証拠書類は、通帳、月分旅費報告書、月分支出報告書であり、これらについては過去5年間分保管されていた。

なお、規程第6条により、会派の政務調査費経理責任者は、政務調査費の支出について会計帳簿を調製することとされているが、自由民主党会派では会計帳簿を作成せずに預金通帳で管理していた。

##### エ 会派独自の使途基準について

規程第4条別表で定める使途基準のほか、自由民主党会派では独自の使途基準を策定しており、人件費については「議員1人当たり1カ月上限5万円とする」と定めているが、その他の部分については規程の使途基準とほぼ同内容となっている。

##### オ 収支報告書に記載する支出額について

収支報告書に記載している支出額については、原則として実費額で支給しているが、旅費については県議会議員に係る県の旅費条例等に基づいて支給しているという回答であった。

## カ 「人件費」について

収支報告書に記載している人件費 14,149,440 円については、「会派として継続的な事務管理、書類などの整理、専門的な補助を必要とし、自由民主党青森県支部連合会に人材の派遣を要請、委託料として支払いしている。」ほか、「議員が会派活動を補助するための賃金は、月分支出報告書の提出を求め支払い、基準は 1 カ月一定額としている。」という回答であった。

自由民主党会派が自由民主党青森県支部連合会に委託料として支払った額については、自由民主党青森県支部連合会から県議会自由民主党会派あての領収書を閲覧した結果、3,751,000 円であることが確認された。

また、議員が雇用した者に対して支払った額については、自由民主党会派が議員から提出された月分支出報告書を基に作成した一覧表を閲覧した結果、10,398,440 円であることが確認された。なお、人件費を計上している議員は 23 名であり、このうちの 9 名分については領収書を閲覧することができた。

以上から、自由民主党会派が自由民主党青森県支部連合会に委託料として支払った 3,751,000 円と議員が雇用者へ支払った 10,398,440 円の合計額は、14,149,440 円となり、収支報告書に記載されている 14,149,440 円と同額であることが確認された。

## キ 「ITER 誘致総決起大会」について

(ア) 参加議員から提出された月分旅費報告書の閲覧及び会派に対する聴き取りから、7 名の議員が参加していたことと議員 1 人当たりの経費は 85,140 円、総額は 595,980 円であり、収支報告書の別紙事業実施報告書に記載されている参加人数及び金額と一致していることを確認した。

また、1 人当たりの経費 85,140 円については旅費であり、内訳は県内移動旅費 16,300 円と東京 1 泊旅費 68,840 円としているという説明を受けた。

なお、領収書等の証拠書類は自由民主党会派及び参加議員のどちらにおいても保管していないという回答があった。

(イ) 「ITER 誘致総決起大会」は調査研究のための会議とは言えず政務調査費の使途基準から外れると請求人が主張していることに対する会派の見解

自由民主党会派からは、「当日は、党所属地元国會議員との情報交換、学会の代表である衛藤藩吉先生のご講演等が行われたこともあり、県行政に役立てるため必要な会合と判断し、出席したものである。その結果、国際熱核融合実験炉の必要性と本県むつ小川原地域への誘致の意を強くしたところである。」との回答があった。

これを受け、自由民主党会派から党所属地元国會議員 2 名の名前を確認したほか、平成 17 年 6 月 14 日付東奥日報、デーリー東北及び陸奥新報に同大会に県選出国會議員が出席していること及び衛藤藩吉東京大学名誉教授らも ITER 誘致の必要性を強調したなどの記事が掲載されていることを確認した。

なお、自由民主党会派からは同大会の参加者名簿及び講演開催を確認できるその他の資料はないという回答があった。

## ク 「中国・大連への海外視察旅行」について

自由民主党会派から中国・大連市への海外視察旅行に参加した議員は、高橋弘一議員及び富田重次郎議員であるとの回答があり、両議員から提出された月分旅費報告書の閲覧及び自由民主党会派に対する聴き取りから、2名の議員が参加していたことと議員1人当たりの経費は190,000円であり、収支報告書の別紙事業実施報告書に記載されている参加人数及び金額と一致していることを確認した。

また、自由民主党会派から両議員の視察の目的は経済視察調査であるとの回答があり、チャーター便による視察旅行に同行したもので、同旅行の募集パンフレットの写しには旅行代金が190,000円と記載されていることを確認した。

なお、自由民主党会派からは領収書等の証拠書類はないという回答であったので、旅行主催者へ確認し、両議員が参加していたことを確認した。

## 2 監査委員の判断

### (1) 会派が行う事業等であるかどうかについて

政務調査費は、会派に対して交付されるものであり、会派が行う事業等に要する経費に使途が限定されているところである。

したがって、会派に交付された政務調査費を所属議員に配布し、当該議員において事業等を執行する場合であっても、事前に会派として行うものであるとの会派の意思決定がなされている必要があることとなる。

本件請求において、請求人が違法又は不当な支出であると主張している「人件費支出」、「ITER誘致総決起大会参加費」及び「中国・大連への海外視察旅行」についての自由民主党会派としての意思決定については、書類で確認できるものはなかったが、自由民主党会派からは「そのつど議員総会等に諸り会長が決定しており、所属議員に政務調査費を配布する場合はあらかじめ使途を特定して配布している」という回答があり、これに反する事実も特に認められなかった。このことから、会派としての意思決定がなされていないと判断することはできなかつたので、違法又は不当と認定するには至らなかつた。

### (2) 各支出が違法又は不当であるかどうかについて

#### ア 「人件費」について

(ア) 請求人は本件請求において、人件費14,149,440円が自由民主党会派が雇用している1名の職員に対して支払われているとすれば、1人当たりの人件費として不自然・不合理であり、「会派が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費」という人件費の使途基準に合致しない経費が含まれている可能性があると主張している訳であるが、人件費14,149,440円は、自由民主党会派が雇用した者及び所属議員23名が雇用した者（雇用対象者数は特定できなかつた）に対して支払われたものであることから、この点に関しては請求人の主張には理由がないものと判断されるので、違法又は不当とは認められなかつた。

(イ) 自由民主党会派雇用者に対する支給額と所属議員23名が雇用者に支給した額が政務調査費の使途基準に合致したものであるかどうかを判断するために、請求人が陳述の中で述べているとおり、各雇用者の職務内容と賃金支給総額に占める政務調査費計上額の按分が妥当かどうかについても確認する必要

があるところである。

したがって、監査委員としてはこの点についても着目して調査に臨んだが、自由民主党会派及び該当議員から提出された書類からはそれらを確認できるものにはなかつたこと及び確認書類がないものもあり、各雇用者に対する人件費が按分されたものであるのかされていないものであるのかを含めて判断することはできなかつた。しかしながら、このことをもつて違法又は不当とまでは認められなかつた。

イ 「ITER 誘致総決起大会」参加費について

(ア) 本件大会は、(社)日本経済団体連合会、自由民主党核融合エネルギー推進議員連盟及び公明党総合エネルギー政策委員会が主催したもので、ITERの日本誘致実現を目指して開催された総決起大会である。

このため、請求人は本件大会は調査研究のための会議とは言えず、会派としての政策推進のための議員活動ないし政党の活動の一部というべきであつて政務調査費の使途基準から外れるものと主張している訳であるが、自由民主党会派に確認した結果、参加議員は党所属本県選出国會議員との情報交換及び本件大会では講演も行われたということであり、それらを含めての大会参加であるとすれば、会議費の使途基準である「会派における各種会議の開催に要する経費」という基準から外れるものとはいえないと判断されるので、これについては違法又は不当とは認められなかつた。

(イ) 参加費 595,980 円については参加議員 7 名分の旅費であり、議員 1 人当たりの経費 85,140 円は、県内旅費分 16,300 円と東京 1 泊旅費分 68,840 円であり、いずれも自由民主党会派が定額で定めている額により算出された額である。

政務調査費に係る支出額は実費計上することが原則ではあるものの、政務調査費の制度を所管する議長及び政務調査費の予算執行者である議会事務局長から、旅費については日当等、実費によることが困難であり、合理的理由がある場合は実費によらないこともできるとしていること及びその際の日当等の額については県の旅費に関する規程に準じているものと考えているとの見解が示されている。

ここでいう県の旅費に関する規程とは、「青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例」(昭和 25 年 7 月青森県条例第 46 号) を指すものであるが、本件旅費を同条例に準拠して算出すれば、議員によって出発地及び利用交通手段が異なることもあり、旅費は議員によって異なつたものとなるところである。

そうすると、本件大会に係る旅費 1 人当たり 85,140 円は、同条例に準拠しているものとは言えないが、同条例に準拠して算出してみた場合の旅費と比較して不当なものとまでは言えないことから、同条例に準拠していない旅費であるからといってそれが直ちに妥当な額ではないと判断することはできないので、これについては違法又は不当とは認められなかつた。

ウ 「中国・大連への海外視察旅行」について

- (ア) 請求人は本件請求において、収支報告書の別紙事業実施報告書に記載されている中国・大連市への視察旅行をした2名は、自由民主党会派の成田一憲議員及び上野正蔵議員と考えられると主張している訳であるが、自由民主党会派に提出された月分旅費報告書及び旅行主催者への確認結果から高橋弘一議員と富田重次郎議員であると判断されるので、これについては違法又は不当とは認められなかった。
- (イ) 中国・大連市への旅費については、月分旅費報告書に1人当たり190,000円と記載されており、また同旅行を募集したパンフレットにも旅行代金190,000円と記されていることから、実費額を計上したものであり、支出額については妥当であると判断されるので、これについては違法又は不当とは認められなかった。

(3) 結論及び意見

請求人が「人件費」、「ITER誘致総決起大会参加費」及び「中国・大連への海外視察旅行」に係る支出について、違法又は不当な支出額につき、青森県知事が自由民主党会派に対して返還請求を行うことを勧告するよう請求していることについては、棄却する。

なお、監査結果を踏まえて、議会及び議会事務局に対して以下の意見を付す。  
「議会及び議会事務局におかれでは、政務調査費の透明性がより一層向上するよう制度及び運用の改善に向けて努力されるよう意見を付す。」